

## 令和3年度京都市地域防災計画修正に係る関係細部計画新旧対照表（京都市環境放射線モニタリング計画）

防1-6

頁	現 行		修 正 案		修正理由												
102	<表3 水道原水及び水道水（山間地域）のモニタリング>		<表3 水道原水及び水道水（山間地域）のモニタリング>		深層・浅層地下水は、国の指針において検査対象外のため削除												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測 定 対 象 及 び 採 水 管 所</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道原水 (水源地)</td><td>           久多浄水場（深層地下水）            広河原・花脊浄水場（深層地下水）            弓削浄水場（深層地下水及び表流水・弓削川（桂川水系））            (略)            山国浄水場（浅層地下水及び伏流水・桂川（桂川水系））            (略)         </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>		測 定 対 象 及 び 採 水 管 所	測定回数		水道原水 (水源地)	久多浄水場（深層地下水） 広河原・花脊浄水場（深層地下水） 弓削浄水場（深層地下水及び表流水・弓削川（桂川水系）） (略) 山国浄水場（浅層地下水及び伏流水・桂川（桂川水系）） (略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測 定 対 象 及 び 採 水 管 所</th> <th>測定回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道原水 (水源地)</td><td> <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>            弓削浄水場（表流水・弓削川（桂川水系））            (略)            山国浄水場（伏流水・桂川（桂川水系））            (略)         </td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>			測 定 対 象 及 び 採 水 管 所	測定回数	水道原水 (水源地)	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 弓削浄水場（表流水・弓削川（桂川水系）） (略) 山国浄水場（伏流水・桂川（桂川水系）） (略)	(略)
測 定 対 象 及 び 採 水 管 所	測定回数																
水道原水 (水源地)	久多浄水場（深層地下水） 広河原・花脊浄水場（深層地下水） 弓削浄水場（深層地下水及び表流水・弓削川（桂川水系）） (略) 山国浄水場（浅層地下水及び伏流水・桂川（桂川水系）） (略)																
(略)	(略)																
測 定 対 象 及 び 採 水 管 所	測定回数																
水道原水 (水源地)	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 弓削浄水場（表流水・弓削川（桂川水系）） (略) 山国浄水場（伏流水・桂川（桂川水系）） (略)																
(略)	(略)																
102	<表4 農産物（京都市内産）のモニタリング>		<表4 農産物（京都市内産）のモニタリング>		品目・产地の変更による修正												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目（主な产地）</th> <th>測定時期</th> <th>測定担当</th> <th>測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="5">(略)</td><td rowspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>じゃがいも（北区上賀茂）</td><td>6月</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>				品目（主な产地）	測定時期	測定担当	測定方法	(略)	(略)	(略)	(略)	じゃがいも（北区上賀茂）	6月	(略)	(略)	
品目（主な产地）	測定時期	測定担当	測定方法														
(略)	(略)	(略)	(略)														
じゃがいも（北区上賀茂）	6月																
(略)	(略)																
104	5 市独自のモニタリングの実施  京都市は、京都府が実施する緊急時モニタリング活動に協力するとともに、次のとおり独自の緊急時モニタリングを実施し、測定結果を速やかに防災危機管理室に報告する。		5 市独自のモニタリングの実施  京都市は、京都府が実施する緊急時モニタリング活動に参加するとともに、次のとおり独自の緊急時モニタリングを実施し、測定結果を速やかに担当局区等から防災危機管理室に報告する。		字句修正												
106	<参考 市及び府が整備・維持するモニタリング機器>  <u>（令和2年9月現在）</u>		<参考 市及び府が整備・維持するモニタリング機器>  <u>（令和3年10月現在）</u>		時点修正												

上記新旧対照表に記載したもの以外にも、次の語句について字句修正を行う。 ○ (形式名詞として使用されている) 時 ⇒ とき